

総社市告示第32号

総社市そうじゃ復活券事業実施要綱（令和2年総社市告示第99号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(購入対象者)</p> <p>第3条 購入対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>令和3年4月1日</u>（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) 基準日の翌日から<u>令和3年12月31日</u>までの間において、本市の住民基本台帳に記録された者</p> <p>(3) 略</p> <p>(商品券の額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 商品券は、<u>15枚</u>を1冊として販売するものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 商品券の販売期間は、市長が別に定める日から<u>令和3年12月31日</u>までとする。</p> <p>6 商品券の使用期間は、市長が別に定める日から<u>令和4年1月31日</u>までとする。</p> <p>(商品券の換金手続)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する換金の請求の期限は、<u>令和4年2月18日</u>とする。</p>	<p>(購入対象者)</p> <p>第3条 購入対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>令和2年8月1日</u>（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) 基準日の翌日から<u>令和3年2月28日</u>までの間において、本市の住民基本台帳に記録された者</p> <p>(3) 略</p> <p>(商品券の額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 商品券は、<u>14枚</u>を1冊として販売するものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 商品券の販売期間は、市長が別に定める日から<u>令和3年2月28日</u>までとする。</p> <p>6 商品券の使用期間は、市長が別に定める日から<u>令和3年3月31日</u>までとする。</p> <p>(商品券の換金手続)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する換金の請求の期限は、<u>令和3年4月16日</u>とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月28日から施行する。

(準備行為)

2 購入引換券の交付及び商品券の販売の準備に関する行為は、この告示の施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この告示による改正後の総社市そうじゃ復活券事業実施要綱の規定は、令和3年4月28日以降に販売する商品券について適用し、同日前に販売した商品券については、なお従前の例による。